

「BBテクノロジーサービス規約」新旧対照表

| 改定前 (2005年12月1日付) | 改定後 (2006年3月15日付) |
|-------------------|---|
| 規定なし | <p>第23条の2 (会員による本サービスの利用休止と利用再開)</p> <p>1. 当社は、会員（利用者回線型の会員に限る。以下、本条および次条において同じ）から通知があったときは、当該通知のあった日の月末日をもって本サービスの利用休止（利用契約を維持したまま、本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます）を行います。</p> <p>2. 前項に基づく利用休止を行った会員が、本サービスの利用の再開を希望する場合には、会員は当社所定の手続きに従い当該利用休止の解除（以下「利用再開」といいます。）の通知を行うものとします。会員から利用再開の通知がなされ、当社に当該通知が到達した場合、当社は利用再開に必要な手続きを行った上で本サービスの提供を再開するものとします。但し、技術上その他の理由により利用再開が困難な場合があることを会員は了承するものとします。</p> <p>3. 会員の利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還する必要があります。</p> <p>4. 会員の利用休止期間が12ヶ月を超えた場合または次条に定める休止手数料を支払わない場合であって期間を定めた催告を受けたにもかかわらずその事由が解消されない場合、当社は会員に通知の上、本サービスの利用契約を解除できるものとします。</p> <p>第23条の3 (利用休止時における利用料金の取扱い)</p> <p>1. 前条に基づき本サービスの利用休止を行った場合、利用休止の日をもって当社は会員の本サービスに係る利用料金の課金を停止するものとします。なお、本サービスの利用休止を行った場合であっても、会員がすでに利用した本サービスにかかる利用料金</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>全額の支払い義務を免れないものとします。</p> <p>2. 利用休止中は、会員は当社所定の休止手数料を支払うものとします。</p> <p>3. 利用再開の際の本サービスに係る利用料金の課金の再開日は、利用再開日の属する月の翌月 1 日とします。また、利用再開にあたり、協定事業者等の回線接続工事等の費用を要する場合には、当該利用再開に係る費用は会員の負担とします。</p> |
|--|--|